

京都市における行政処分事例 について

京都市保健福祉局監査指導課

介護保険法の関係条文

居宅サービス事業者の例

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の**指定を取り消し**、又は期間を定めてその**指定の全部**若しくは**一部の効力を停止**することができる。

三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の**従業者の知識若しくは技能又は人員について**、第七十四条第一項の都道府県の**条例で定める基準**又は同項の都道府県の条例で定める**員数を満たすことができなくなったとき**。

四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の**設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき**。

五 指定居宅サービス事業者が、**第七十四条第六項**に規定する**義務に違反した**と認められるとき。

(要介護者の人格尊重義務等)

六 居宅**介護サービス費の請求に関し不正があつたとき**。

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により**報告又は帳簿書類の提出**若しくは**提示を命ぜられてこれに従わず**、又は**虚偽の報告をしたとき**。

八 指定居宅サービス**事業者**又は当該指定に係る事業所の**従業者が**、第七十六条第一項の規定により**出頭を求められてこれに応ぜず**、同項の規定による**質問に対して答弁せず**、若しくは**虚偽の答弁をし**、又は同項の規定による**検査を拒み、妨げ**、若しくは**忌避したとき**。

九 指定居宅サービス事業者が、**不正の手段により**第四十一条第一項本文の**指定を受けたとき**。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、**居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき**。

1 指定取消

事例1 訪問介護

ア 虚偽の事業所指定申請及び虚偽の指定内容変更の届出

当初から住宅型有料老人ホーム内を本拠として事業を行っていたが、指定申請の際、事業活動を行わない所在地で虚偽の届出。また、事業開始後、所在地変更の際にも、事業活動を行わない所在地に変更する旨、虚偽の届出。

イ 無資格者による指定訪問介護の提供

指定訪問介護を提供する資格がない職員が訪問介護サービスを行っていた。

ウ 介護報酬の不正請求

○事業所の事業活動の本拠が存在する建物である住宅型有料老人ホーム内(同一建物)に居住する利用者に対して訪問介護サービスを提供した場合は、介護報酬を減算(減額)して請求すべきところ、満額の介護報酬を請求。

○無資格者による訪問介護サービスについて、介護報酬を請求。

○訪問介護サービスを提供していないにもかかわらず、数回訪問介護サービスを提供したとして、架空の活動記録票を作成し、同記録票に基づいて介護報酬を請求。 等

事例2 通所介護

ア 人員基準違反

定員が10名を超える場合、単位ごとに、専ら通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきところ、1年7箇月間、当該基準を満たしていなかった。

イ 介護報酬の不正請求

介護報酬1億4、000万円(利用者負担分を除く)を不正に請求し、受領。

○看護職員の配置基準に違反する月の翌月から当該基準違反が解消されるに至った月まで減算して、介護報酬を請求すべきところ、減算せずに請求。

○利用者1名について、利用開始月から2年3箇月の間、利用回数を約200件水増しして介護報酬を請求

事例3 居宅介護支援

ア 運営基準違反

約2年7箇月の間に、以下のとおり著しい運営基準違反が確認

- ・ 居宅サービス計画が作成されていない事例
- ・ サービス担当者会議が開催されていない事例
- ・ サービス担当者会議に必要な参加者が参加されていない事例
- ・ 居宅サービス計画の説明・同意・交付がされていない事例
- ・ モニタリング訪問がされていない事例
- ・ モニタリング結果記録が確認できない事例

イ 介護報酬の不正請求

運営基準違反に伴い、居宅介護サービス計画費を請求できない事例や減額して請求しなければならないところ、当該対応を取らずに約480万円を不正に請求し、受領。

2 指定の一部の効力の停止

事例1 居宅介護支援（新規受入れ3か月間停止）

ア 運営基準違反

2年の間に契約があった利用者44名中40名について、アセスメント及びモニタリングの実施結果の記録がない。

イ 介護報酬の不正請求

上記運営基準違反に該当する場合、居宅介護サービス計画費について、運営基準減算を行うべところ、減算せずに約680万円を不正に請求し、受領。

事例2 認知症対応型共同生活介護（新規受入れ6か月間停止）

ア 人格尊重義務違反

従業者に法令を遵守させるため必要な指揮命令を行う管理者が、自ら利用者に虐待。

イ 虚偽の報告

監査において、当該事業所運営法人が運営改善に係る虚偽の報告。

3 介護報酬返還に係る考え方

次のような場合については、本来、請求権が発生しないと考えられ、介護報酬の全額返還もあり得るので、十分留意すること。

(1) 事業者指定当初から人員基準を満たしていなかった場合(虚偽の指定申請)

(2) サービス提供責任者等、人員基準上規定されているが減算の規定がない職種について、運営指導等の際に人員基準違反が確認され、改善の指導を行ったにもかかわらず、再指導等の際に指導に従わず改善されていないことが確認された場合。

なお、必要となる職種に対して、全く人員を配置していない場合には、確認された時点で全額返還を指示する場合もある。

(3) 運営指導等において、看護職員等、減算規定がある職種の人員基準違反を指摘し、自主返還が生じた事業所であって、再指導等の際に指導に従わず改善されていないことが確認された場合

(4) 訪問介護計画や通所介護計画など、介護報酬請求の根拠となる各種サービス計画の未作成等が確認され、改善の指導を行ったにもかかわらず、再指導等の際に指導に従わず改善されていないことが確認された場合

著しく悪質で不正な請求と認められる場合については、法22条3項に基づき返還させる介護報酬の額に100分の40を乗じて得た額を徴収するとともに、詐欺罪に該当すると考えられる場合は、事業者の告発を行うことも検討する。

(1) 前回指摘と同様の誤りがあった場合

前回指導時において自主返還したところであるのに、再度の指導の際においても同じ誤りが確認された事例

(2) 虚偽の指定申請が行われていたことが判明した場合

事業者指定において提出された申請書中に、常勤専従のサービス提供責任者として記載されていた者が、実際には事業所に勤務していなかったことが判明した事例

(指定取消とともに指定当初から遡り介護報酬の全額返還を指示)